

を含む事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度等から繰り越された海外投資等損失準備金の金額は、第十四項又は同条第十二項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人が当該適格分割により設立された法人では、当該分割承継法人の有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額については、第三項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格分割の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

21 18
20 省略

25 22
24 第二十二項又は第六十八条の四十三第十五項の被現物出資法人（その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格現物出資の日を含む事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度等から繰り越された海外投資等損失準備金の金額は、第二十二項又は同条第十五項の規定により当該被現物出資法人が有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被現物出資法人が当該適格現物出資により設立された法人ではないときは、当該被現物出資法人の有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額については、第三項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格現物出資の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

21 18
20 同上

25 22
24 第二十二項又は第六十八条の四十三第十八項に規定する被現物分配法人（その適格現物分配後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格現物分配の日を含む事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度等から繰り越された海外投資等損失準備金の金額は、第二十二項又は同条第十八項の規定により当該被現物分配法人が有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被現物分配法人の有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額については、第三項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格現物分配の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

25 22
24 第二十二項又は第六十八条の四十三第十八項の被現物分配法人（その適格現物分配後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格現物分配の日を含む事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度等から繰り越された海外投資等損失準備金の金額は、第二十二項又は同条第十八項の規定により当該被現物分配法人が有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被現物分配法人の有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額については、第三項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格現物分配の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

分割の日を含む事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度等から繰り越された海外投資等損失準備金の金額は、第十四項又は同条第十二項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人が当該適格分割により設立された法人ではないときは、当該分割承継法人の有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額については、第三項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格分割の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

〔新事業開拓事業者投資損失準備金〕

第五十五条の二 青色申告書を提出する法人で、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行の日から平成三十年三月三十日までの間に同法第十七条第一項に規定する特定新事業開拓投資事業計画（以下この項において「特定新事業開拓投資事業計画」という。）について同条第一項の認定（以下この項及び第四項において「計画の認定」という。）を受けた投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この項及び第四項において「投資事業有限責任組合」という。）に係る同法第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結しているもの（当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員に限り、当該法人が金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家のうち政令で定めるものに該当する場合に当該投資事業有限責任組合の産業競争力強化法第二条第六項に規定する特定新事業開拓投資事業（以下この項において「特定新事業開拓投資事業」という。）の実施に資するものとして政令で定める要件を満たすものに限る。）のうち、当該計画の認定を受けた日から当該計画の認定に係る特定新事業開拓投資事業計画（産業競争力強化法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項及び第四項において「認定特定新事業開拓投資事業計画」という。）に記載された特定新事業開拓投資事業を実施する期間として財務省令で定める期間終了の日までの期間（以下この項及び第四項において「積立期間」という。）内において当該投資事業有限責任組合に係る組合員の出資をしたものが、当該認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて取得をした当該投資事業有限責任組合の組合財産となる産業競争力強化法第二条第五項に規定する新事業開拓事業者（当該計画の認定を受けた日以後に剩余金の配当をしたものと除く。以下この項において「新事業開拓事業者」という。）の株式（積立期間内における設立（合併及び分割型分割による設立を除く。）又は資本金の額の増加に伴う払込み又は現物出資により交付されるものに限る。以下この項において同じ。）を積立期間内に終了する各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用事業年度」という。）において有している場合において、当該株式の価格の低落による損失に備え

(新事業開拓事業者投資損失準備金)

第五十五条の二 青色申告書を提出する法人で、産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間に同法第十七条第一項に規定する特定新事業開拓投資事業計画（以下この項において「特定新事業開拓投資事業計画」という。）について同条第一項の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けた投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この項及び第四項において「投資事業有限責任組合」という。）に係る同法第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結しているもの（当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員に限り、当該法人が金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家のうち政令で定めるものに該当する場合には当該投資事業有限責任組合の産業競争力強化法第二条第六項に規定する特定新事業開拓投資事業（以下この項において「特定新事業開拓投資事業」という。）の実施に資するものとして政令で定める要件を満たすものに限る。）のうち、当該計画の認定を受けた日から当該計画の認定に係る特定新事業開拓投資事業計画（産業競争力強化法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項及び第四項において「認定特定新事業開拓投資事業計画」という。）に記載された特定新事業開拓投資事業を実施する期間として財務省令で定める期間終了の日までの期間（以下この項及び第四項において「積立期間」という。）内において当該投資事業有限責任組合に係る組合員の出資をしたものが、当該認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて取得をした当該投資事業有限責任組合の組合財産となる産業競争力強化法第二条第五項に規定する新事業開拓事業者（当該計画の認定を受けた日以後に剩余金の配当をしたものと除く。以下この条において「新事業開拓事業者」という。）の株式（積立期間内における設立（合併及び分割型分割による設立を除く。）又は資本金の額の増加に伴う払込み又は現物出資により交付されるものに限る。以下この条において同じ。）を積立期間内に終了する各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用事業年度」という。）において有している場合において、当該株式の価格の低落による損失に備えるため、当該適用事業年度終了の時において

るため、当該適用事業年度終了の時において有する当該株式（合併（適格合併を除く。）により合併法人に移転するものを除く。）の当該適用事業年度終了の日に終了する当該投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に関する法律第八条第一項の事業年度（以下この項及び第四項において「計算期間」という。）終了の時（当該適用事業年度終了の日に終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間がない場合には、当該適用事業年度終了の日の直前に終了した当該投資事業有限責任組合の計算期間終了の時）における帳簿価額の合計額の百分の五十（平成二十一年三月三十一日以前に受けた計画の認定に係る認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて取得をした投資事業有限責任組合の組合財産となる新事業開拓事業者の株式について、百分の八十）に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により下の金額を損金経理の方法により新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てたとき（当該適用事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2・3 省略

4 第一項に規定する法人が、認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて取得をした投資事業有限責任組合の組合財産となる新事業開拓事業者の株式の全部を積立期間内の日を含む各事業年度（清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用事業年度」という。）の積立期間内において適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この条において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（第八項及び第九項において「分割承継法人等」という。）に移転する場合において、当該株式の価格の低落による損失に備えるため、当該適格分割等の直前の時を当該適用事業年度終了の時として当該株式の当該適格分割等の日の前日に終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間終了の時（当該前日に終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間がない場合には、当該前日の直前に終了した当該投資事業有限責任組合の計算期間終了の時）における帳簿価額の合計額の百分の五十（平成二十九年三月三十一日以前に受けた計画の認定に係る認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて取得をした投資事業有限責任組合の組合財産となる新事業開拓事業者の株式については、百分の八十）に相当

て有する当該株式（合併（適格合併を除く。）により合併法人に移転するものを除く。）の当該適用事業年度終了の日に終了する当該投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に関する法律第八条第一項の事業年度（以下この項及び第四項において「計算期間」という。）終了の時（当該適用事業年度終了の日に終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間がない場合には、当該適用事業年度終了の日の直前に終了した当該投資事業有限責任組合の計算期間終了の時）における帳簿価額の合計額の百分の八十に相当する金額以下の金額を新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2・3 同上

4 第一項に規定する法人が、認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて取得をした投資事業有限責任組合の組合財産となる新事業開拓事業者の株式の全部を積立期間内の日を含む各事業年度（清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用事業年度」という。）の積立期間内において適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この条において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（第八項及び第九項において「分割承継法人等」という。）に移転する場合において、当該株式の価格の低落による損失に備えるため、当該適格分割等の直前の時を当該適用事業年度終了の時として当該株式の当該適格分割等の日の前日に終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間終了の時（当該前日に終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間がない場合には、当該前日の直前に終了した当該投資事業有限責任組合の計算期間終了の時）における帳簿価額の合計額の百分の八十に相当する金額以下の金額を新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

する金額以下の金額を新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5 5 11 省略

第五十五条の三及び第五十五条の四 削除

5 5 11 同上

(特定事業再編投資損失準備金)

第五十五条の三 青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に同法第二十六条第一項に規定する特定事業再編計画（以下この項において「特定事業再編計画」という。）について同条第一項の認定（以下この項及び次項において「計画の認定」という。）を受けたものが、当該計画の認定を受けた日から同日以後十年を経過する日（当該計画の認定に係る特定事業再編計画（同法第二十七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第三項及び第四項第一号において「認定特定事業再編計画」という。）に記載された同法第二条第十二項に規定する特定事業再編（以下この項及び第三項において「特定事業再編」という。）に係る同条第十二項第二号に規定する特定会社（以下この条において「特定会社」という。）が当該特定事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標として政令で定める目標を達成した場合には、その目標を達成した日として政令で定める日（第一号において「積立期間」という。）内の日を含む各事業年度（平成二十六年四月一日以後に終了する事業年度に限り、解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において次の各号に掲げる株式若しくは出資又は債権につき当該各号に定める事実がある場合において、当該株式若しくは出資又は債権（以下この項において「特定株式等」という。）の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該事実がある事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）において当該特定株式等（合併により合併法人に移転するものを除く。）の取得価額（第二号に掲げる特定株式等にあつては、当該適用事業年度終了の時における帳簿価額）の百分の七十に相当する金額（当該適用事業年度において当該特定株式等（第一号に掲げるものに限る。）の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する

金額を控除した金額)以下の金額を損金経理の方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てたとき(当該適用事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てた場合を含む。)は、当該積み立てた金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該特定会社の株式若しくは出資(以下この項及び次項において「特定株式」という。)で積立期間内における設立若しくは資本金の額若しくは出資金の額の増加に伴う払込み若しくは合併、分社型分割若しくは現物出資(次項第一号において「設立等に伴う払込み等」という。)により交付されるもの又は当該特定会社に対する貸付金に係る債権(以下この項及び次項において「特定債権」という。)で積立期間内における貸付けに係るもの、当該事業年度において当該特定株式又は特定債権の取得(当該計画の認定を受けた日以後最初に当該特定事業再編が行われた日(次号及び次項第二号において「最初特定事業再編実施日」という。)前の取得を除く。次項第一号において「特定取得」という。)をし、かつ、当該特定株式又は特定債権を当該事業年度終了の日まで引き続き有していること。

二 最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式又は特定債権 当該事業年度が当該最初特定事業再編実施日を含む事業年度である場合において、当該特定株式又は特定債権を当該事業年度終了の日まで引き続き有していること。

2 青色申告書を提出する法人で指定期間のうち産業競争力強化法の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの期間(以下この項において「特定期間」という。)内に計画の認定を受けたものが、平成二十六年四月一日を含む事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除く。)において次の各号に掲げる株式若しくは出資又は債権につき当該各号に定める事実がある場合において、当該株式若しくは出資又は債権(以下この項において「特定株式等」という。)の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該事実がある事業年度(以下この項において「特例適用事業年度」という。)において当該特定株式等(合併により合併法人に移転するものを除く。)の取得価額(第二号に掲げる特定株式等にあつては、当該特例適用事業年度終了の時における帳簿

価額)の百分の七十に相当する金額(特定期間内の日を含む各事業年度のうち平成二十六年四月一日前に終了した事業年度(当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この項において「特例対象事業年度等」という。)又は当該特例適用事業年度において当該特定株式等(第一号に掲げるものに限る。)の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該特例対象事業年度等又は当該特例適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額(当該特例対象事業年度等が連結事業年度である場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額)に相当する金額を控除した金額)以下の金額を損金経理の方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てたとき(当該特例適用事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てた場合を含む。)は、当該積み立てた金額は、当該特例適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 特定株式で特定期間内における設立等に伴う払込み等により交付されるもの又は特定債権で特定期間内における貸付けに係るもの 特例対象事業年度等において当該特定株式又は特定債権の特定取得をし、かつ、当該特定株式又は特定債権を当該事業年度終了の日まで引き続有していること。

二 最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式又は特定債権 特例対象事業年度等が当該最初特定事業再編実施日を含む事業年度である場合において、当該特定株式又は特定債権を当該事業年度終了の日まで引き続有していること。

第一項又は前項の特定事業再編投資損失準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。)を積み立てている法人の認定特定事業再編計画に係る第一項に規定する積立期間内の日を含む各事業年度のうち最後の事業年度(当該積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該する場合には、その末日を含む連結事業年度。以下この項において「基準事業年度等」という。)後の各事業年度終了の日において、前事業年度(当該各事業年度開始日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項において「

前事業年度等」という。)から繰り越された特定事業再編投資損失準備金の金額(当該各事業年度終了の日において同条第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を積み立てている法人の前事業年度等から繰り越されたこれらの規定の特定事業再編投資損失準備金の金額(以下この項において「連結特定事業再編投資損失準備金の金額」という。)がある場合には当該連結特定事業再編投資損失準備金の金額を含むものとし、当該各事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額(同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)又は前事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額(同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。)がある場合には、当該認定特定事業再編計画に記載された特定事業再編に係る特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額については、当該基準事業年度等の終了の日における当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを六十(当該特定会社が第一項に規定する政令で定める目標を達成した場合には、当該積立期間開始の日から同項に規定する政令で定める日までの期間の月数を勘案して政令で定める数)で除して計算した金額(当該金額が前事業年度等から繰り越された当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額を超える場合には、当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額)に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。)を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、当該法人のその該当することとなつた日を含む事業年度(第三号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度)の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 産業競争力強化法第二十七条第二項又は第三項の規定により認定特定事業再編計画の認定を取り消された場合 その取り消された日における当該認定特定事業再編計画に係る特定事業再編投資損失準備金の

5 | 金額

二 当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等（第一項及び第二項に規定する株式若しくは出資又は債権をいう。以下この条において同じ。）の全部又は一部を有しないこととなつた場合（次号又は第四号に該当する場合を除く。）その有しないこととなつた日における当該特定株式等に係る特定事業再編投資損失準備金の金額のうちその有しないこととなつた特定株式等に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等の全部を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日における当該特定株式等に係る特定事業再編投資損失準備金の金額）

三 合併により合併法人に当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等を移転した場合 その合併の直前における特定事業再編投資損失準備金の金額

四 当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定会社が解散した場合 その解散の日における当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額

五 当該法人が解散した場合（合併により解散した場合を除く。） その解散の日における特定事業再編投資損失準備金の金額

六 当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等の帳簿価額を減額した場合 その減額をした日における特定事業再編投資損失準備金の金額のうちその減額をした金額に相当する金額

七 前項、前各号、次項及び第六項の場合以外の場合において特定事業再編投資損失準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における特定事業再編投資損失準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）にお

ける特定事業再編投資損失準備金の金額は、その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

6 第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における特定事業再編投資損失準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項の規定は、適用しない。

7 第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8 前条第三項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。

9 第一項及び第二項の規定は、第五十五条第一項又は第九項の規定（第六十八条の四十三第一項又は第八項の規定を含む。）の適用を受けた特定株式等については、適用しない。

10 第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている法人の当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等については、法人税法第五十二条第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は、適用しない。

11 前三項に定めるもののほか、第一項から第七項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第五十五条の四 削除

第五十七条の四の二

青色申告書を提出する法人で原子力損害賠償・廃炉

等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第五十五条の三第一項に規定する廃炉等実施認定事業者（第三項第一号において「廃炉等実施認定事業者」という。）であるものが、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設又は原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第三十八条第一項第二号に規定する実用再処理施設のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設として指定されたもの（以下この項及び次項において「特定原子力施設」という。）に係る著しく損傷した炉心等の除去に要する費用（次項において「炉心等除去費用」という。）の支出に充てるため、当該特定原子力施設ごとに、当該特定原子力施設につき当該事業年度において原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第五十五条の三第一項及び第二項の規定により原子力損害賠償・廃炉等支援機構に廃炉等積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により特定原子力施設炉心等除去準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する。

2 前項の特定原子力施設炉心等除去準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四の二第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該特定原子力施設炉心等除去準備金に係る特定原子力施設につき炉心等除去費用の額を支出した場合には、その支出した日における当該特定原子力施設に係る特定原子力施設炉心等除去準備金の金額（その日において当該特定原子力施設に係る同条第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金の金額（以下この項において「連結特定原子力施設炉心等除去準備金の金額」という。）がある場合には当該連結特定原子力施設炉心等除去準備金の金額を含むものとし、その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額（同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控

除した金額とする。以下この条において同じ。) のうちその支出した金額に相当する金額は、その支出した日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3

第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四の二第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金を含む。)を積み立てていて法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 廃炉等実施認定事業者でなくなつた場合 当該廃炉等実施認定事業者でなくなつた日における特定原子力施設炉心等除去準備金の金額

二 解散した場合 その解散の日における特定原子力施設炉心等除去準備金の金額

三 前項、前二号、次項及び第五項の場合以外の場合において特定原子力施設炉心等除去準備金を取り崩した場合 その取り崩した日における特定原子力施設炉心等除去準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四の二第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金を含む。)を積み立てていて法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における特定原子力施設炉心等除去準備金の金額は、その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前二項の規定は適用しない。

5

第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四の二第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金を含む。)を積み立てていて法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき(青色申告書の提出

の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。)は、当該事業年度終了の日における特定原子力施設炉心等除去準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合には、

前二項の規定は、適用しない。

6 第五十五条の二第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について適用する。

7 前項に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

(中小企業等の貸倒引当金の特例)

第五十七条の九 法人で各事業年度終了の時において法人税法第五十二条第一項第一号イからハまでに掲げる法人(保険業法に規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)次項において「中小法人等」という。)に該当するもの(同号イに掲げる法人に該当するもの(次項において「中小法人」という。)にあつては、第四十二条の四第八項第六号の二に規定する適用除外事業者(次項において「適用除外事業者」という。)に該当するものを除く。)が法人税法第五十二条第二項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定にかかわらず、当該事業年度終了の時における同項に規定する一括評価金銭債権(当該法人が当該法人との間に連結全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権を除く。次項において同じ。)の帳簿価額(政令で定める金銭債権にあつては、政令で定める金額をもつて、同条第二項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額とすることができる。

2 法人で法人税法第五十二条第六項に規定する適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に中小法人等に該当するもの(中小法人にあつては、適用除外事業者に該当するものを除く。)が同項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定にかかわらず、当該適格分割等の直前の時における当該適格分割等により移転する一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をもつて、同項に規定する一括貸倒引当金繰入限度額に相当する金額とすることができ

第577条の九 法人で各事業年度終了の時において法人税法第五十二条第一項第一号イからハまでに掲げる法人(保険業法に規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)次項において「中小法人」という。)に該当するものが同条第二項の規定の適用を受け場合には、同項の規定にかかわらず、当該事業年度終了の時における同項に規定する一括評価金銭債権(当該法人が当該法人との間に連結全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権を除く。次項において同じ。)の帳簿価額(政令で定める金銭債権にあつては、政令で定める金額をもつて、同条第二項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額をもつて、同条第二項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した残額。次項において同じ。)の合計額に政令で定める金額を控除した残額。次項において同じ。)の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をもつて、同条第二項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額とすることができる。

2 法人で法人税法第五十二条第六項に規定する適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に中小法人に該当するものが同項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定にかかわらず、当該適格分割等の直前の時における当該適格分割等により移転する一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をもつて、同項に規定する一括貸倒引当金繰入限度額に相当する金額とすることができ

規定する一括貸倒引当金繰入限度額に相当する金額とができる。

3 法人税法第五十二条第一項第一号ロに掲げる法人の平成十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の所得の金額に係る同条第二項又は第六項の規定の適用については、同条第二項中「計算した金額（第六項」とあるのは、「計算した金額（当該内国法人が租税特別措置法第五十七条の九第一項又は第二項（中小企業等の貸倒引当金の特例）の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第二項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額）の百分の百十に相当する金額（第六項」とする。

第五十九条の二 青色申告書を提出する法人で、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成二十年法律第五十三号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十五条第一項に規定する日本船舶・船員確保計画（以下この項において「日本船舶・船員確保計画」という。）について同条第三項第五号（同条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合するものとして同条第三項又は第四項の認定（同項の認定にあつては、当該認定により当該基準に適合することとなつたものに限る。第五項において「計画の認定」という。）を受けた同法第三十四条第二項第三号に規定する船舶運航事業者等（日本船舶（同法第三十八条に規定する日本船舶をいう。以下この項において同じ。）を用いて対外船舶運航事業（同法第三十五条第三項第五号に規定する対外船舶運航事業をいう。）を営むものに限る。）に該当するものが、同法第三十五条第三項の認定を受けた日本船舶・船員確保計画（同条第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この条において「認定計画」という。）に記載された計画期間（同法第三十五条第二項第三号に掲げる計画期間をいう。第三項及び第五項において同じ。）内の日を含む各事業年度終了の時において当該認定計画に従つて同法第三十四条第一項に規定する日本船舶及び船員の一項に規定する日本船舶及び船員の確保を実施している場合において、当該事業年度における第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、当該超える部分の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入し、当該事業年度における第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、当該満たない部分の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上益金の

る。

3 法人税法第五十二条第一項第一号に掲げる法人の平成二十九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の所得の金額に係る同条第二項又は第六項の規定の適用については、同条第二項中「計算した金額（第六項」とあるのは、「計算した金額（当該内国法人が租税特別措置法第五十七条の九第一項又は第二項（中小企業等の貸倒引当金の特例）の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第二項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額）の百分の百十二に相当する金額（第六項」とする。

第五十九条の二 青色申告書を提出する法人で、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成二十年法律第五十三号）の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に海上運送法第三十五条第一項に規定する日本船舶・船員確保計画（以下この項において「日本船舶・船員確保計画」という。）について同条第三項第五号（同条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合するものとして同条第三項又は第四項の認定（同項の認定にあつては、当該認定により当該基準に適合することとなつたものに限る。第五項において「計画の認定」という。）を受けた同法第三十四条第二項第三号に規定する船舶運航事業者等（日本船舶（同法第三十八条に規定する日本船舶をいう。以下この項において同じ。）を用いて対外船舶運航事業（同法第三十五条第三項第五号に規定する対外船舶運航事業をいう。）を営むものに限る。）に該当するものが、同法第三十五条第三項の認定を受けた日本船舶・船員確保計画（同条第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この条において「認定計画」という。）に記載された計画期間（同法第三十五条第三項の認定を受けた日本船舶・船員確保計画（同条第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この条において「認定計画」という。）に記載された計画期間（同法第三十五条第二項第三号に掲げる計画期間をいう。第三項及び第五項において同じ。）内の日を含む各事業年度終了の時において当該認定計画に従つて同法第三十四条第一項に規定する日本船舶及び船員の一項に規定する日本船舶及び船員の確保を実施している場合において、当該事業年度における第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、当該超える部分の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入し、当該事業年度における第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、当該満たない部分の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上益金の

業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する。

一 当該法人の当該事業年度における日本船舶（特定準日本船舶（海上運送法第三十九条の五第五項に規定する準日本船舶のうち安定的な海上輸送の確保に資するものとして財務省令で定めるものをいう。）を含む。次号において同じ。）を用いた対外船舶運航事業等（同法第三十八条に規定する対外船舶運航事業等をいう。）による収入金額に係る所得の金額として政令で定める金額

二 省略

256 省略

7 第一項の規定の適用を受ける法人が有する外航船舶（本邦と外国との間又は外国と外国との間を往来する船舶をいう。以下この項において同じ。）のうち日本船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶をいう。以下この項において同じ。）に該当するもの及び当該法人の子会社（海上運送法第三十九条の五第一項に規定する子会社をいう。）に該当する法人が有する外航船舶（うち日本船舶に該当しないものについては、第一項の規定の適用を受ける法人の同項の規定の適用を受ける事業年度（当該子会社に該当する法人にあつては、当該事業年度内の日を含む事業年度）においては、第四十三条、第五十七条の八（第一項及び第十項に係る部分に限る。）、第六十五条の七（第一項及び第九項に係る部分に限る。）及び第六十五条の八（第一項、第二項、第七項及び第八項に係る部分に限る。）の規定その他政令で定める規定は、適用しない。

8 第二項から第四項まで及び前項に定めるもののほか、第一項又は第五項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

額に算入する。

一 当該法人の当該事業年度における日本船舶（特定準日本船舶（海上運送法第三十九条の五第五項に規定する準日本船舶のうち安定的な海上輸送の確保に資するものとして財務省令で定めるものをいう。）を含む。次号において同じ。）を用いた対外船舶運航事業等（同法第三十八条に規定する対外船舶運航事業等をいう。）による収入金額に係る所得の金額として政令で定める金額

二 同上

256 同上

7 第二項から第四項まで及び前項に定めるもののほか、第一項又は第五項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十条 青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において次の表の各号の上欄に掲げる法人に該当するもの（当該各号の上欄に規定する提出の日以後に設立されたもので、当該各号の中欄に掲げる地区内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。）が、当該各事業年度（当該内国法人の設立の日から同日以後十年を経過する日までの期間（当該内国法人が合併により設立された法人である場合その他の政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間）内に終了する事業年

（沖縄の認定法人の所得の特別控除）

第六十条 同上

第六十条 青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において次の表の各号の上欄に掲げる法人に該当するもの（当該各号の上欄に規定する提出の日以後に設立されたもので、当該各号の中欄に掲げる地区内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。）が、当該各事業年度（当該内国法人の設立の日から同日以後十年を経過する日までの期間（当該内国法人が合併により設立された法人である場合その他の政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間）内に終了する事業年

度に限る。）において、当該地区内において行われる当該各号の下欄に掲げる事業（当該地区以外の地域において行われる当該事業に関連する事業として政令で定める事業を含む。）に係る所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の四十に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2

青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において沖縄振興特別措置法第五十六条第一項の規定による認定を同法第五十五条第一項の規定による指定の日から平成三十一年三月三十一日までの間に受けた法人に該当するもの（当該指定の日以後に設立された法人で、同項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区（同条第四項

法 人	地 区	事 業
一　沖縄振興特別措置法第三十条第一項の規定による認定を同法第二十八条第五項の規定による提出の日から平成三十一年三月三十一日までの間に受けた法人	同法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において同法第二十八条第二項第三号に規定する情報通信産業特別地区として定められている地区	同法第三十条第一項に規定する特定情報通信事業
二　沖縄振興特別措置法第四十四条第一項の規定による認定を同法第四十一条第五項の規定による提出の日から平成三十一年三月三十一日までの間に受けた法人	同法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において同法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域として定められている地区	同法第四十四条第一項に規定する特定国際物流拠点事業

2

青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において沖縄振興特別措置法第五十六条第一項の規定による認定を同法第五十五条第一項の規定による指定の日から平成二十九年三月三十一日までの間に受けた法人に該当するもの（当該指定の日以後に設立された法人で、同項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区（同条第四項

法 人	地 区	事 業
一　沖縄振興特別措置法第三十条第一項の規定による認定を同法第二十八条第五項の規定による提出の日から平成二十九年三月三十一日までの間に受けた法人	同 上	同 上
二　沖縄振興特別措置法第四十四条第一項の規定による認定を同法第四十一条第五項の規定による提出の日から平成二十九年三月三十一日までの間に受けた法人	同 上	同 上

又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。）が、当該各事業年度（当該内国法人の設立の日から同日以後十年を経過する日までの期間（当該内国法人が合併により設立された法人である場合その他の政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間）内に終了する事業年度に限るものとし、前項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）において、当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の四十に相当する金額に当該事業年度終了の日における当該内国法人の当該地区内の事業所で当該内国法人の事業に従事する者の数の当該内国法人の事業に従事する者の総数に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合を乗じて計算した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

357 省略

（農業經營基盤強化準備金）

第六十一条の二 青色申告書を提出する法人で、認定農地所有適格法人等（農業經營基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業經營改善計画に係る同項の認定を受けた農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人（以下この項及び第三項において「認定農地所有適格法人」という。）又は農業經營基盤強化促進法第二十三条第一項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程（第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第四項に規定する特定農業法人である農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人（認定農地所有適格法人を除く。）をいう。第三項において同じ。）に該当するものが、平成十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内において、農業の扱い手に対する經營安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項又は第四条第一項に規定する交付金その他これに類するものとして財務省令で定める交付金又は補助金（以下この項において「交付金等」という。）の交付を受けた場合において、農業經營基盤強化促進法第十三条第二項に規定する認定計画その他これに類するものとして財務省令で定める計画（第三項において「認定計画等」という。）の定めると

又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。）が、当該各事業年度（当該内国法人が合併により設立された法人である場合その他の政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間）内に終了する事業年度に限るものとし、前項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）において、当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の四十に相当する金額に当該事業年度終了の日における当該内国法人の当該地区内の事業所で当該内国法人の事業に従事する者の数の当該内国法人の事業に従事する者の総数に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合を乗じて計算した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

357 同上

（農業經營基盤強化準備金）

第六十一条の二 青色申告書を提出する法人で、認定農地所有適格法人等（農業經營基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業經營改善計画に係る同項の認定を受けた農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人（以下この項及び第三項において「認定農地所有適格法人」という。）又は農業經營基盤強化促進法第二十三条第一項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程（第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第四項に規定する特定農業法人である農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人（認定農地所有適格法人を除く。）をいう。第三項において同じ。）に該当するものが、平成十九年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内において、農業の扱い手に対する經營安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項又は第四条第一項に規定する交付金その他これに類するものとして財務省令で定める交付金又は補助金（以下この項において「交付金等」という。）の交付を受けた場合において、農業經營基盤強化促進法第十三条第二項に規定する認定計画その他これに類するものとして財務省令で定める計画（第三項において「認定計画等」という。）の定める

ころに従つて行う農業経営基盤強化（同法第十二条第二項第二号の農業経営の規模を拡大すること又は同号の生産方式を合理化することをいう。以下この項において同じ。）に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合を含む。）は、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省 略

258 省 略

（農用地等を取得した場合の課税の特例）

第六十一条の三 前条第一項の農業経営基盤強化準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農業経営基盤強化準備金を含む。）の金額（前条第四項又は第五項の規定の適用を受けるものを除く。）を有する法人（同条第一項の規定の適用を受けることができる法人を含む。）が、各事業年度において、同項に規定する認定計画等の定めるところにより、農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地（当該農用地に係る賃借権を含む。以下この項において同じ。）の取得（贈与、交換、出資又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）をし、又は農用地の機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウエア（建物及びその附属設備にあつては、農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画において同法第三条第四号に掲げる土地としてその用途が指定された土地に建設される同号に規定する農用地施設のうち当該法人の農業の用に直接供される建物として財務省令で定める建物及びその附属設備に限る。以下この項及び第四項において「特定農業用機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得をし、若しくは特定農業用機械等の製作若しくは建設をして、当該農用地又は特定農業用機械等（以下この項及び第五項において「農用地等」という。）を当該法

ところに従つて行う農業経営基盤強化（同法第十二条第二項第二号の農業経営の規模を拡大すること又は同号の生産方式を合理化することをいう。以下この項において同じ。）に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合を含む。）は、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 同 上

258 同 上

（農用地等を取得した場合の課税の特例）

第六十一条の三 前条第一項の農業経営基盤強化準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農業経営基盤強化準備金を含む。）の金額（前条第四項又は第五項の規定の適用を受けるものを除く。）を有する法人（同条第一項の規定の適用を受けることができる法人を含む。）が、各事業年度において、同項に規定する認定計画等の定めるところにより、農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地（当該農用地に係る賃借権を含む。以下この項において同じ。）の取得（贈与、交換、出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）をし、又は農用地の機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウエア（建物及びその附属設備にあつては、農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画において同法第三条第四号に掲げる土地としてその用途が指定された土地に建設される同号に規定する農用地施設のうち当該法人の農業の用に直接供される建物として財務省令で定める建物及びその附属設備に限る。以下この項及び第四項において「特定農業用機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得をし、若しくは特定農業用機械等の製作若しくは建設をして、当該農用地又は特定農業用機械等（以下この項及び第五項において「農用地等」という。）を当該法

該法人の農業の用に供した場合には、当該農用地等につき、次に掲げる金額のうちいづれか少ない金額以下の金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算（法人税法第七十二条第一項第一号又は第一百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は第一百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間に係る決算。以下第八節までにおいて同じ。）において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てた方法を含む。）により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省 略

255

省 略

第六十二条 法人（法人税法第二条第五号に規定する公共法人を除く。以下この項において同じ。）は、その使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、法人が平成六年四月一日以後に使途秘匿金の支出をした場合には、当該法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに第一百四十三条第一項及び第二項の規定、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条の三第一項及び第九項、第六十三条第一項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該使途秘匿金の計算した金額を加算した金額とする。

（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十二条の三 法人が土地の譲渡等をした場合には、当該法人に対して

一・二 同 上

255

同 上

（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）

第六十二条 法人（法人税法第二条第五号に規定する公共法人を除く。以下この項において同じ。）は、その使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、法人が平成六年四月一日以後に使途秘匿金の支出をした場合には、当該法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに第一百四十三条第一項及び第二項の規定、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条の三第一項及び第八項、第六十三条第一項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該使途秘匿金の支出の額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十二条の三 法人が土地の譲渡等をした場合には、当該法人に対して

人の農業の用に供した場合には、当該農用地等につき、次に掲げる金額のうちいづれか少ない金額以下の金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算（法人税法第七十二条第一項第一号又は第一百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間に係る決算。以下第八節までにおいて同じ。）において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てた方法を含む。）により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 同 上

255

同 上

課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで並びに第百四十三条第一項及び第二項の規定、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第九項、次条第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項の規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等（次条第一項の規定の適用があるものを除く。）に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかるわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等（次条第一項の規定の適用があるものを除く。）に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額とする。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 土地の譲渡等 次に掲げる行為をいう。

イ 省 略

ロ その有する資産が主として土地等である法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。以下この章において同じ。）又は出資（当該株式又は出資のうち次に掲げる出資、投資口又は受益権に該当するものを除く。）の譲渡（適格現物出資、適格現物分配又は法人税法第二条第十二号の十五の三に規定する適格株式分配による移転を除くものとし、合併（適格合併を除く。）又は分割（適格分割を除く。）による移転を含む。）で、土地等の譲渡に類するものとして政令で定めるもの

(1) (4) 省 略

二 省 略

4 3 省 略

第一項の規定は、法人が、平成四年一月一日から平成三十一年十二月三十一日までの間に、その有する土地等（棚卸資産に該当するものを除く。以下第九項まで及び第十一項において同じ。）の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、適用しない。

一・二 省 略

二の二 土地開発公社に対する次に掲げる土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が独立行政法人都市再生機構が施行するそれぞれ次に定め

課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで並びに第百四十三条第一項及び第二項の規定、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第八項、次条第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかるわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等（次条第一項の規定の適用があるものを除く。）に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額とする。

2 同 上

一 同 上

イ 同 上

ロ その有する資産が主として土地等である法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。以下この章において同じ。）又は出資（当該株式又は出資のうち次に掲げる出資、投資口又は受益権に該当するものを除く。）の譲渡（適格現物出資又は適格現物分配による移転を除くものとし、合併（適格合併を除く。）又は分割（適格分割を除く。）による移転を含む。）で、土地等の譲渡に類するものとして政令で定めるもの

(1) (4) 同 上

二 同 上

4 3 同 上

第一項の規定は、法人が、平成四年一月一日から平成二十八年十二月三十一日までの間に、その有する土地等（棚卸資産に該当するものを除く。以下第八項まで及び第十項において同じ。）の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、適用しない。

一・二 同 上

る事業の用に供されるもの

イ 被災市街地復興特別措置法第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内にある土地等 同法による被

災市街地復興土地区画整理事業

ロ 被災市街地復興特別措置法第二十一条に規定する住宅被災市町村の区域内にある土地等 都市再開発法による第二種市街地再開発事

業

三 土地等の譲渡で第六十五条の二第一項に規定する収用換地等によるもの（前二号に掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。）

四 都市再開発法による第一種市街地再開発事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（前各号に掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。）

五 十 省 略

十一 地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業を行う者に対する第六十五条の七第一項の表の第一号の上欄に規定する既成市街地等又はこれに類する地区として政令で定める地区内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（第六号から第九号まで、前号又は次号から第十六号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

五 十 同 上

三 土地等の譲渡で第六十五条の二第一項に規定する収用換地等によるもの（前二号に掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。）

四 都市再開発法による第一種市街地再開発事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（前二号に掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。）

十一 地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業を行う者に対する第六十五条の七第一項の表の第一号に規定する既成市街地等又はこれに類する地区として政令で定める地区内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（第六号から第九号まで、前号又は次号から第十六号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

十二 一団の宅地の造成（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を行いう個人（都市計画法第四十四条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継（以下この号において「開発許可に基づく地位の承継」という。）があつた場合には当該開発許可に基づく地位の承継に係る被承継人である個人又は当該開発許可に基づく地位の承継をした個人とし、当該造成を行う個人の死亡により当該造成に関する事業を承継した当該個人の相続人若しくは包括受遺者が当該造成を行う場合には当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者とする。第七項において同じ。）又は法人（開発許可に基づく地位の承継があつた場合には当該開発許可に基づく地位の承継に係る被承継人である法人又は当該開発許可に基づく地位の承継をした法人とし、当該造成を行う法人の合併による消滅により当該造成に関する事業を引き継いだ

十一 地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業を行う者に対する第六十五条の七第一項の表の第一号に規定する既成市街地等又はこれに類する地区として政令で定める地区内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（第六号から第九号まで、前号又は次号から第十六号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

十二 一団の宅地の造成（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を行いう個人（都市計画法第四十四条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継（以下この号において「開発許可に基づく地位の承継」という。）があつた場合には当該開発許可に基づく地位の承継に係る被承継人である個人又は当該開発許可に基づく地位の承継をした個人とし、当該造成を行う個人の死亡により当該造成に関する事業を承継した当該個人の相続人若しくは包括受遺者が当該造成を行う場合には当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者とする。第七項において同じ。）又は法人（開発許可に基づく地位の承継があつた場合には当該開発許可に基づく地位の承継に係る被承継人である法人又は当該開発許可に基づく地位の承継をした法人とし、当該造成を行う法人の合併による消滅により当該造成に関する事業を引き継いだ